

平成17年度第3回試行の宮前区区民会議

- 1 日 時 平成18年3月24日(金)午後3時～午後5時00分
- 2 場 所 宮前区役所 大会議室
- 3 出席者 1) 委 員 大倉委員、加藤委員、亀山委員、川西委員、黒沢委員、  
小林委員、鈴木委員、竹野内委員、松井委員、松本委員、  
和田委員  
2) 参 与 石川参与、織田参与、佐々木参与、平子参与、矢沢参与、  
山内参与、山田参与、福田参与、持田参与  
3) 事務局 区長、副区長、総務企画課企画調整担当主幹、同主査、  
総合企画局政策部主幹、同主査
- 4 議 題 1) 宮前区区民会議の制度設計について(公開)  
ア) 区民会議の設置に向けた諸規程の整備  
イ) 宮前区区民会議の制度内容  
2) その他
- 5 傍聴者数 13人

午後3時 開会

1 あいさつ

区長 皆さん、こんにちは。区長の大下でございます。今日は、委員の皆様、参与の皆様、年度末の大変お忙しい中を第3回の試行の宮前区区民会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。お礼申し上げます。

既に皆さんご案内のように先日の市議会におきまして、来年度から区民会議を本実施することが決まりました。したがって、今年度行ってまいりました試行の区民会議は、これが最後ということになります。今年度、7月と11月に2度試行の区民会議を開かせていただいて、皆様方から宮前区の抱える課題あるいは問題点についていろいろご意見をいただきました。さらにまた、区民会議そのものの制度の内容と申しますか、我々は制度設計と申し上げているのですが、区民会議の制度のあり方についてもいろいろご意見をいただきました。これについては7区共通の部分とそれぞれの区で決めている部分と両面がございますけれども、両方にわたって皆様方からご意見をいただきました。さらにまた、宮前区では今年に入りまして、区で決めていくべき事項でございます委員の選考とか選定とか、それから課題をどうやって決めていくかということについて広く区民の皆様方のご意見を伺うためにパブリックコメントを実施しました。先ほどの資料説明にございましたようにその結果をお手元に配付させていただきました。したがって、本日のこの試行の第3回の会議では、過去2回にわたって皆様方からいただ

いたご意見、これにパブリックコメントでいただいた区民の皆様方のご意見を踏まえまして、私ども事務局として、区役所として来年度の本実施に向けて区民会議のあり方について一つの考え方をお示しをさせていただいて、その上で皆様方からご意見を賜りたいというのが今日の会議の趣旨でございます。

後ほどご説明しますが、これまでの皆様方からいただいたご意見を十分私ども踏まえた上で、後ほどお示しします案に盛り込んであるつもりでございますが、皆様方多様な、さまざまな分野でご活躍、ご活動なされておいででございますので、そういった視点からもっとこんな考え方があるのではないかと、こういう視点を入れた方がいいのではないかと、さまざまなご意見をお持ちでいらっしゃると思いますので、ぜひ今日のご忌憚のないご意見を賜りまして、これをもとに私どもは来年度の本実施に向けて、制度についての考えを固めていきたいと思っておりますので、どうか時間の許す限りご議論を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

簡単ですがごあいさつとします。

司会 ありがとうございます。

それでは、これからの進行につきましては、議長の方をお願いしたいと存じますので、議長、よろしくお願い致します。

## 2 議 事

### (1) 宮前区区民会議の制度設計について

#### ア 区民会議の設置に向けた諸規程の整備

議長 それでは、早速私が進行を努めさせていただきますが、座ったままいきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、議題1の区民会議の制度設計についてのうち、区民会議の設置に向けた諸規程の整備、これにつきまして事務局より説明をいただきたいと思っております。

事務局 皆さん、こんにちは。ただいまより説明させていただきます。座って説明させていただきます。よろしくお願い致します。

区民会議につきましては、今年度、各2回試行を実施いたしまして、区における地域社会の課題の解決に関する調査審議のほか、制度に関して、7区の委員の皆様からさまざまなご意見をいただいております。

また、広く市民の皆様からは、パブリックコメントによる意見募集により、区民会議制度素案に対するご意見をいただきまして、区民会議条例として取りまとめ、去る20日に閉会いたしました平成18年第1回市議会定例会において、議決をいただいたところでございます。

本日は、この区民会議条例の規程とその考え方につきましてご説明させていただきます。

初めに、資料の 1 4 でございます。6 ページをお開きください。「区民会議を通じた参加と協働による区における課題解決」という項目でございますけれども、この資料につきましては、第 2 回の試行の区民会議でもお示したのですが、図の左側から「区民の暮らしや地域社会が抱える課題」を「区民会議」において「区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議」を行い、解決策が「審議結果」として区長に渡されまして、課題解決への取り組みにつながる流れを示したものであります。

この区民会議を通じた区における課題の解決の流れが、実効性を持つものであるためには、区役所が地域の課題を発見し、解決する市民協働の拠点として、その機能をより高めていかなければならないと考えておりまして、「区行政改革」全体を着実に推進していく必要があると考えております。

具体的には、区民会議の審議結果などから、区として解決に取り組む課題や、区と事業局との調整を経て解決を図る課題を、解決につなげるために区と事業局との間で調整の仕組みとして、「区における総合行政の推進に関する規則」を整備してまいります。

また、これらの取り組みを支えるためにも、区予算の充実や区役所及び関係局の区行政改革推進体制の整備なども進めてまいります。

平成 18 年度は、区民会議の制度化に合わせまして、これらの取り組みを総合的に実施することで、区民会議が一層効果的に、課題解決の実績を積み重ねられるようにしてまいります。

それでは、ここから区民会議条例を中心に説明をさせていただきます。

資料の 1 1 でございます。1 ページをごらんください。区民会議は、区民会議条例、条例施行規則、そして区ごとに定める事項などの諸規程により設置をしております。

条例は、市長の附属機関としての区民会議を設置するために必要な、7 区に共通する基本的な事項を定めるために制定するもので、施行期日は本年 4 月 1 日を予定しております。

また、条例施行規則は、条例に定めるもののほかに、各区に共通する区民会議の組織に関する事項を定めるために制定するもので、現在検討を進めているところでございますが、施行は、条例の施行期日に合わせてまいりたいと考えております。

さらに、区民会議は、区民が主体となり、各区の特性を生かした柔軟な運営が行われることが必要と考えておりまして、7 区に共通する事項を定める条例及び施行規則のほか、区民会議の組織や運営に関する事項を定める各区のルールが必要になると考えております。

このルールには、委員や専門部会の設置等、組織に係る事項で、区長が定める事項と、各区の区民会議が自律的に運営される上で必要な、会議運営に関する事項とに分けられますが、試行の区民会議からのご意見などを参考にしながら、区長が定める事項は条例の施行期日に合わせ、また区民会議が自主的に定める事項については、本実施の区民会

議におきまして、委員長が会議に諮って定めることになると考えております。

なお、条例施行規則及び区ごとに定める事項のイメージにつきまして、資料1 2にまとめてございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

1ページでございますけれども、次にスケジュールでございます。区民会議条例及び条例施行規則、各区の要綱につきましては、4月からの施行を予定しておりまして、その後、各区では、区民会議委員の選任等の手続を実施しまして、第1回区民会議の開催は、7月ごろを想定しております。

次のページをごらんください。次のページには第1回区民会議開催までの流れについてお示ししてあります。区によりましては、流れや時期が多少異なる場合もございますので、大まかなイメージとしてごらんいただきたいと思います。4月以降、市政だより等により広報を行いまして、各区とも6月ごろまでには、団体からの委員の選任、公募委員の募集、選考などを行ってまいります。

委員が決まりましたら、第1回区民会議に先立ちまして、委員になられる皆様を対象とした事前説明会を開催いたしまして、区民会議の目的、委員の役割、審議の進め方、専門部会の活用、区民会議参与の役割等について、十分に理解していただけるようにしてまいりたいと存じております。

この事前説明会は、区民会議の制度や会議の運営などに関する事柄を、事前にご説明させていただくことで、委員の皆様にも区民会議の役割や会議の運営などについての認識を共有していただいた上で、第1回区民会議に臨んでいただき、できるだけ円滑に、課題に関する審議に入っていただくために実施するものでございます。

それでは、引き続きまして、条例の内容についてご説明いたしますので、お手元の資料1 3、5ページになります、ごらんください。

第1条の（目的及び設置）でございますが、「区民の参加及び協働による区における地域社会の課題を解決するための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する」としております。

これは、区民会議が「課題の解決のための調査審議」を行う機関であり、これにより「暮らしやすい地域社会の形成に資する」という区民会議の目的を規定したものでございます。この目的については、川崎市自治基本条例第22条に基づく記述でございまして、区民の定義についても、川崎市自治基本条例第22条に規定されている「その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」としております。

第2条の（名称）でございますが、「区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。」と規定しておりまして、宮前区では「宮前区区民会議」となります。

第3条の（所掌事務）でございますが、区民会議の主な所掌事務は、「区における地域社会の課題を把握し、解決を図るための方針、方策について調査審議すること。」と

しております。

また、その他として、「第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。」と規定しております。

区民会議の役割は、地域社会が抱える多くの課題の中から、区民会議の目的に照らしてふさわしいものを、区民会議における調査審議の対象とし、その課題をどのような方向で、またどのような手法で解決するかについて調査審議を行うことと考えております。

第4条の（組織等）でございますが、（委員数）については、20人以内とします。これは、「幅広い分野からの選任」ということと、「委員間での活発な議論」をともに満たすために適正な規模であること、市の審議会等の標準を定めた要綱にも準拠するものであることから規定したものでございます。

（委員の選任）につきましては、「区の区域内において、別に定める分野における活動を行う団体から推薦された者」、また「区民会議の委員に応募した者」、さらに「その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者」から、市長が委嘱することといたします。

（団体からの推薦委員）につきましては、別に定める活動分野とございますが、これは条例施行規則に規定する予定でございますが、具体的には資料1 2、3ページでございますけれども、ごらんください。条例の施行規則の素案の中ほどにございます（1）から（8）の分野を規定する予定でございますが、ここに示すこの活動分野において活動をする団体を、区の状況に合わせて選定し、委員を選任することとしております。

また、5ページに戻りますが、（公募委員）につきましては、区民会議の委員に応募をした者の中から区ごとに選考することとし、公募委員の数、応募方法、選考方法等公募委員の選任に関して必要な事項は、区ごとに定めてまいります。

（その他の委員）については、区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者としておりまして、団体推薦や公募による選任を補完する目的で、委員の性別、世代、地域のバランスなど、さまざまな立場からの選任に配慮するものでございます。

次に、（委員の任期）につきましては、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間といたします。これは、1年の任期では委員が経験や知識を十分に発揮し切れないことが考えられる一方、より多くの区民の参加を得ることも重要であると考えことから規定するものでございます。

また、「委員は再任されることができる。」と規定しております。これにつきましては、各区の運用にもかかわる事項ではございますが、市民の皆様からは、再任回数を制限すべきであるとのご意見をいただいておりますことから、委員の改選に当たりましては、こういったことにも留意し、多角的な視点から審議が行われるようにしていく必要があると考えております。

第5条の（委員長・副委員長）でございますが、「委員長・副委員長は、委員の互選で定める」としてありまして、「委員長は会務を総理し、区民会議を代表する。」また、「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。」と規定しております。

第6条の（会議）でございますが、区民会議は、委員長が招集し、会議の議長となります。

また、「区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」としております。定足数につきましては、3分の2にすべきとのご意見もいただいておりますけれども、区民会議は議決機関ではなく、委員の話し合いの中で課題を解決するための機関でございますので、成立要件に特別の出席委員数をとることは考えておりません。実際にはできるだけ全員の委員の方々が出席できますよう、開催日程を調整することが必要と考えております。

なお、会議は、委員の皆様により自律的に運営されるものであることから、運営事項については、基本的に各区の区民会議において定めていくものと考えてありまして、その前提として、委員の皆様にご理解をいただきたい運用面での基本的な考え方が幾つかございます。

まず、区民会議は、委員の皆様の間での議論を中心として進められるものであるということです。

また、区民会議の役割は、課題の解決のための審議を行うことであって、行政や議員に対する要望をいただく場ではないということです。

この2点につきましては、委員になられる方にはぜひともご理解いただきたいと考えてありまして、特に会議の議長となられる委員長には、このような考え方に基づいて会議を運営していただくことから、その役割は重要であるというふうに考えております。

第7条の（専門部会）でございます。区民会議は、必要に応じて専門部会を設置することができることを規定しております。この専門部会は、区民会議の調査審議をより専門的、または機動的に行う必要がある場合などに設置することが考えられてありまして、設置、運営については区ごと、課題ごとにさまざまであるというふうに考えております。

第8条の（関係者の出席）でございます。区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができると規定しております。このことは、区民会議における課題解決のため、専門的な知識及び豊富な経験等に基づく意見を必要とする場合などが想定されるところでございます。

第9条の（区民会議参与）でございますが、川崎市議会議員及び神奈川県議会議員の皆様につきましては、それぞれの選挙区の区民会議に出席することができること、そし

て区民会議に出席した議員は区民会議参与として、区民会議における調査審議に必要な助言をすることができることを規定しております。

区民会議につきましては、この間市議会からも多くのご意見をいただいております、特に市長の附属機関である区民会議への市議会議員の参加のあり方について、いただいたご意見を踏まえ、また地方自治法などの法令との整合についても検討した結果、第9条に規定するとおり、委員とは異なる区民会議参与として会議に出席できること及び会議において調査審議に必要な助言ができることと整理をさせていただいたところでございます。

この規定の考え方といたしましては、区民会議参与の皆様は、区民会議においては、地域社会の課題解決に向けた委員の皆様の議論が、よりよい審議結果に結びつけられるよう見守っていただきまして、また適切な助言ができるものとしており、一方で、市議会におきましては、議決機関の一員としての活動が、区民会議によって拘束されるものではないことを定めたものでございます。

議員の皆様は、区民会議を構成する委員ではございませんが、区民会議の目的を達成する上で、その経験や情報を生かした助言を得られることは、意義あることと考えておりまして、市民が主体となった協働の実践を支え、区民会議がより発展していけるようぜひともご協力いただきたいと存じます。

第10条の（区長等の役割）でございますが、「区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係する機関との連携、その他必要な取り組みにより、区における暮らしやすい地域社会の形成に努める。」と規定しております。さらに、「市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、区民会議の調査審議の結果を市政に反映するよう努める。」と規定しております。

地域の総合行政機関の長として区民会議との直接的な関係性を持つ区長の役割を示すとともに、市長や他の執行機関については、区長が区民会議に対する役割を十分に果たせるよう必要な支援・連携を行い、またそれぞれの権限の範囲で課題の解決への取り組みを行う役割を担うものであることを示しております。

第11条の（庶務）でございます。区民会議の庶務は各区役所において処理することとしておりまして、各区役所の総務企画課が総括する予定でございます。

第12条の（委任）でございますが、条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関する事項については、施行規則で定めるものとしております。

さらに、規則は、各区に共通する事項を規定することから、区民会議の組織に関する区ごとの事項については区長が定めてまいります。

（区民会議への委任）について、条例及び規則で定める各区に共通する事項のほか、区民会議の運営について必要な事項は、委員長が区民会議に諮って定めることとしてお

ります。

区民会議は、各区の特性に合わせ、委員が主体となって運営されることが必要であることから、運営に関する事項は、区民会議が自主的に定められるよう規定しております。

区民会議条例と規定等の考え方についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見がございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

委員 今の12条の委任のところなのですけれども、この条例に定めるもののほか区民会議の組織に関する必要な事項は規則で定めると文言にもありますが、今口頭でのご説明で区長が定めるとおっしゃったと思いますが、そこら辺を詳しくご説明いただきたいと思えます。

議長 それでは、事務局の方、よろしくをお願いします。

事務局 第12条の委任に関することということで、この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関して必要な事項は規則で定めるとあります。資料の1、2をごらんいただきたいと存じますが、実際にまだ表現としては、条例の施行規則の素案という形になってございますけれども、内容としては、今詰めている段階でございますが、こういった内容になるかなということでありまして、その次のページ、4ページになりますけれども、4ページの条例施行規則素案の第12条のところがございますけれども、一番最後の方です。条例の第12条に該当します項目がございますけれども、条例及び規則で定める各区に共通する事項のほか、区民会議の組織について必要な事項は区長が定めると。条例から規則に委任をして、規則から区長に委任をするという形にしてございます。

委員 今のご説明ありがとうございます。条例から規則へというふうにだんだんおりてくることはよくわかっているつもりではあるのですけれども、3ページの、例えば資料1、2の区ごとに定める事項のイメージと書いてあります。一番右側ですけれども。そこら辺に区民会議の組織に関する事項は区長が定めというふうに、このイメージのところは、もうこれは事務局のところでお決めになるということですか。それとも私たちが何か意見を言えるのでしょうか。

事務局 区ごとに定める事項のイメージということではよろしいでしょうか。この事項につきましては、区ごとで定める事項のイメージとしては、区長が定める要綱といったもの、それから区民会議が定めるものといったふうに、それをまとめてイメージとして書いてございますけれども、今の時点では条例の施行規則までは市として定めます。それから、規則で委任された組織がその事項については、区長からの意見としてということでございます。

事務局 今の部分でございますけれども、条例では区民会議の委員20人というようなことが定められていまして、団体委員の推薦、公募委員の推薦、区長が認める者の推薦、そ



うということが組織と言われるかと思えます。そうした中で、今資料2の3ページでお示ししておりますように規則で定める部分というのが、左側の条例でいうと4条第2項第1号で、例えば団体推薦委員については、こうした8分野の中から推薦を下さい。これを受けまして、後ほどご説明させていただきますが、区役所として、宮前区として今回事務局案、たたき台をお示ししますが、どういう分野かということをお示しして、本日皆様にご意見をいただいて、宮前区の実態に合わせて、そうしたことでいいのか、あるいはもっとこうした方がいいのかというようなご意見を本日いただきまして、それを4月1日施行の要綱として、行政要綱でございますので、区長が定めるわけですが、その内容を本日皆様にご意見をいただきたいと思っております。

委員 では確認ですけれども、3ページの区ごとに定める事項のイメージのところの第1条の一番右側になりますけれども、これを読んだときによくわからなかったのです。区民会議の組織に関する事項は区長が定め、区民会議の運営に関する事項については、区民会議が自主的に定める。この組織とそれから組織の運営に関するというのが、その区分けがよくわからなくて、例えば今回私たちが所属しているこの準備会は、組織づくりがどうあるべきかとか、どのような態度、運営をするべきかというために集められたというふうに了解していたので、そこら辺を後で協議してもよろしいということですか。

事務局 まさしく制度設計ということでは、今資料1、2を見ていただいておりますが、条例施行規則というところまでが全市共通の部分でございますし、それを踏まえて既に本日までに3つの区で第3回の区民会議が開催されていると思っておりますが、それぞれやはり出ている内容も違うようでございますし、宮前区として、例えば公募委員が何人ですとか、団体推薦の委員が何人、区長の推薦委員が何人という宮前区としてのたたき台を出させていただきますので、後ほどその説明をさせていただいた以降、それに対して皆様ご議論いただきまして、宮前区だったらもっとこうした方がいいのではないとか、こうすべきであるというようなことを委員の皆様でご議論いただいた結果を、行政要綱として区長が法制的に文字に落としていくというような作業を4月1日までにさせていただきたいと思っております。

議長 よろしいでしょうか。

そのほかに何かありますか。

議長 それでは、ないようですから次の議題に移らせていただきます。

#### イ 宮前区区民会議の制度内容

議長 次は、議題1、イ、宮前区区民会議の制度内容でございます。

こちらにつきましても事務局で説明をいただきたいと思えます。事務局、よろしくお願ひします。

事務局 それでは、私どもの方から、今指摘等がございましたが、宮前区が独自に定める部分についてご説明させていただきます。

資料の説明に入る前に、本日の資料の表紙を見ていただきますと右下に絵が入っておりますが、実はこれは鷺沼プール跡地に、この4月に「土橋小学校」、「鷺沼ふれあい広場」、フットサル場「フロントタウンさぎぬま」、あと「さぎ沼なごみ保育園」、この4施設が4月にオープンいたしますけれども、これらの施設を含めまして、この四つのエリア全体を宮前区のシンボルゾーンというふうに位置づけまして、さまざまな世代の区民の方々に親しまれるようにということで、エリア全体の名称をカッパーク鷺沼と、またイメージキャラクターをカッチャンというふうに決めさせていただきました。既に新聞等でも報道されているところではございますけれども、宮前区としましては、今後このエリア、「カッパーク鷺沼」が区のシンボルゾーンとなって、区民の皆様が親しまれるようさまざまな機会での名称及びキャラクターを活用してまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆さんもぜひ活用していただくようにということで、冒頭でございますが、お願いしたいと思います。

それでは、早速資料の中身のご説明に入らせていただきます。まず初めに、宮前区におきましては、この制度設計に当たりまして、市と同様に宮前区独自でパブリックコメントを実施させていただきました。その結果がお手元の資料にございます。資料の7ページにございます。この左側を見ていただきますと、資料の提出意見としましては、16件、意見総数が145件、これが多いか少ないかということではご議論があらうかと思っておりますけれども、私ども一定の意見をいただいたというふうに受けとめさせていただいております。意見を求めた内容といたしましては、一つに区民会議委員の構成、活動分野からの選出人員、男女比率、世代構成、地域バランス、委員の公募割合、また、来年度本実施するために宮前区が抱えている課題というものを区民の皆様からご意見をいただきました。地域で解決すべき課題について、また区民会議の本実施におきまして課題設定する際の視点についてどのような考えで選定をしていったらいいかというようなご意見をいただきました。件数の内訳についてはごらんのとおりでございます。

意見の分析でございますけれども、まずどのような分野から何人選出するかということにつきましては、それぞれいただいた意見、人数等の違いはございましたが、比較的各分野から選出するという意見が多かったというふうに受けとめております。また、男女比率、世代構成、地域バランスなどにつきましては、まず男女比率については半々、最低でも3割以上という意見が多うございました。また、世代構成につきましては、やはり世代間均等に選出することをご意見をいただいておりますが、特に現役世代ですとか、若い世代からの選任をあえて望む声もございました。右側にまいりますけれども、地域バランスについては、自治会、町内会などの地縁型団体につきましては、やはり地域バランスを配慮すべきという意見が多うございましたが、逆にテーマ型の団体に

つきましては、地域バランスに配慮することはないというご意見もございました。また、人口比で宮前区全体を地域別に配分した方がいいというようなご意見もございました。公募の割合につきましては、2割以上という意見が多数を占めております。続きまして、2番目の地域で解決すべき課題につきましては、ここでグラフでもわかるようにやはり子供に関する課題が多くございました。これはやはり宮前区の特徴があらわれているのではないかというふうに思っているところでございます。課題の選定方法につきましては、特定団体の利益優先ではないですとか、やはり公益に資するものであること。そういうようなさまざまなご意見が寄せられております。

概要は以上ですが、若干中をご説明をさせていただきたいので、資料の8ページをご覧ください。こちらを見ていただきますと、左側です。どんな活動分野から何人ぐらい選出するのがよいかという中で、分野・人数につきましては、比較的、先ほども申しましたように各分野という中で、やはり子供ですとか、福祉というようなところが、他の分野よりも多く選出した方がというようなご意見が多かったように思っております。また、下段の方になりますけれども、推薦・人選につきましては、各分野の団体からきちっと推薦をしてもらおうと。また、その委員が所属団体の利益代表にならないようにする。机上の議論で終わらないように、実際に市民活動をしている人がよいというようなさまざまな意見をいただいております。

次に、右側を見ていただきますと、男女比率については半々にする。2番目に、女性比率35%というのが市の目標でございますけれども、それを最低ラインにするとか、3割以上にする。世代構成につきましても、できるだけ均等にするという中で、やはり若い世代、実際に課題を抱えている当事者が参加できることが望ましい。中には、子育て当事者を、どうしても子育てとなると女性が多いということもございまして、男性の委員も選出するというようなご意見もいただいたところでございます。また、地域バランスにつきましては、先ほど概要でもご説明しましたように自治会ですとか、商店会等含めて地縁型の団体については地域バランス、目的別の団体については特に考える必要はない。また、具体的に人口比で地域別にとというようなご提案もいただいております。次に、任期にございましては、もともと条例で1期2年ということでございますけれども、あえて最長任期4年というようなご意見、また委員の半数を入れかえまして、調査審議の継続性を担保するというようなご意見もいただきました。

次に、9ページにまいりまして、右側でございますけれども、委員の公募については2割以上、2割、3割というような意見をいただいております。

次に、10ページでございますが、これが今両側でございますけれども、これが今回パブリックコメントでいただいた区が抱える課題というようなことで書いてございます。これにつきましては、本実施における区民会議での課題として私どもは取り扱いをさせていただきたいと思っております。

最後、11ページにまいりますけれども、区民会議で審議する課題を、どのような視点で選定するかということでございますけれども、先ほど概要でもご説明しましたように公益に資する課題ですとか、さまざまな貴重な意見をいただいております。制度設計の中で反映をさせていただいたというふうに私ども思っておりますし、また実際の会議運営の中でも忘れてはならない視点だという部分がございますので、こういうことを、先ほどご説明ありました新しい区民会議の委員の事前の打ち合わせなどでは、きちっと伝えていきたいと思っております。

以上がパブリックコメントの概要でございます。

続きまして、具体の宮前区の制度のご説明に入らせていただきます。資料の3 1、12ページでございます。区民会議諸規程の体系ということでございますけれども、先ほどご説明をしました区民会議条例、3月20日に市会議で議決をいただきました。そうした中で各区で共通する組織等に関する事項が区民会議施行規則ということ、先ほどの資料にも素案が示されていたかと思えます。これを受けまして、宮前区長が定めるものということで、宮前区区民会議要綱がございます。これは条例、規則で定めるほか、宮前区区民会議の組織に関して審議課題の選定ですとか、推薦団体の選出、区長推薦等、そうしたことをこちらで定めるということでございます。その下に、区民会議委員公募要領でございますけれども、公募委員の委員数ですとか、応募資格等々を定める要領を定めているということがございます。これを受けまして、区民会議が定めるということでは左側になりますけれども、区民会議の運営要領、運営に関することを定める、会議の開催回数ですとか、開催時期等に関するものを、これは本実施される区民会議の委員の皆様で決めていただくものを、要領という形になりますけれども、これが区民会議を私どもで運営していく上での、行政的になりますけれども、決め事、規程の体系というふうに理解をしていただければというふうに思います。

その区で定める内容等につきまして、資料13ページ、資料3 2でございますけれども、こちらに私ども本日、皆様にご議論いただく内容としてお示しをさせていただきました。まず初めに、1の調査審議に関する課題についてでございますけれども、まず初めに課題の把握でございます。先ほどパブリックコメントで出された課題も含めまして、提案された課題については提案趣旨を尊重しまして、原則として検討対象からは除外しないというふうに私ども考えております。なお、こうしたことをこの表の右側でございます要綱、公募要領、運営要領の欄に、丸印で示してございますが、ここの今の課題の把握ですと、要綱と運営要領でその部分をきちっと決めていくということをお示しをさせていただきますので、以下そのように見ていただければと思います。次の審議課題の選定、こちらにつきましては、緊急性ですとか必要性、公益性、公平性、実現性等の視点から審議すべき課題の優先度を決定するというのを要綱の方で定めてまいります。また、解決策の検討につきましては、これは必要に応じて専門部会を設置し、優先度に応

じて解決に向けた検討を行うということを決める。また、審議結果の区長への提出につきましては、解決策がまとまった課題ごとに文書にて報告するというような形で考えております。

ただいまご説明したこの課題の把握、審議課題選定等の考え方につきまして、資料の16ページ、資料の4を用意いたしましたので、こちらをご覧いただければというふうに思います。これはあくまでもイメージでございますし、この様式を使っていくというものではございません。本日この辺をご理解いただくためにご用意した資料でございますけれども、表の左側を見ていただきますと課題の把握手法を記載してございます。本実施した際の課題の把握方法を記載させていただきました。上から区民会議委員から提起された課題、また区役所が通常の業務の中で把握した課題という中で、具体的には市長への手紙ですとか、私ども宮前区長への提案ということも実施しておりますし、そうした手法による課題の把握、また第2回するときにもちょっとご説明をさせていただきましたが、地域課題の解決に向けた事業提案制度ということで、広く区民の方々から課題とその解決方法を募集したいと思っております。これにつきましては5月の区政だよりで公募していく予定でございます。あとは区役所の日常業務の中で把握した課題。また、第2回でも皆様からご意見をいただきましたけれども、区づくりプラン、また都市マスタープランの区民提案等の課題がきちっと書き込まれているということがございますので、そういうものも対象課題として扱っていくと。こういう手法がございます。

その下に、区民会議の中で提案された課題と、下に今回パブリックコメントでいただいた課題をちょっと例示的に示させていただきます。すべてではなくてあくまでも例示ということでございます。

こうした課題につきまして、表の下に解決に向けた可能性の視点ということで、一つには緊急性、必要性、これは地域の安全など速やかに解決を図らないと区民の生活に重大な支障が生ずるということが容易に予測できる課題、こんな視点で考えています。また、公益性、公平性、これは特定の個人やグループではなくて、多くの区民に対する必需的なサービスとなるか。また、実現性につきましては、区民会議で審議をしていただく上で明らかに解決策が見出せるのか、どれだけ実際に解決が見込めるかと。こんな視点で解決に向けた可能性ということでご議論いただく。さらには、優先度、やはり区民会議で最優先に解決策を審議し、結果を尊重して解決を図っていくのか。また、日常の区役所業務ですとか地域での工夫などで対応できる事項については積極的に行う。こうした優先度を視点としまして、またその際には当然その課題解決の議論をしていく上で、専門部会の設置の有無というようなことをご議論していただくことが、効率であるのではないかと私ども考えております。

今回パブリックコメントでいただいたものを参考に見てみますと、例えば項番22、通学時の安全確保、これの解決策としましては、高齢者の付き添いボランティアの活用

が必要であるというご意見をいただいておりますが、逆にこうした例を見てみますと、区民の自主的な取り組みによってこういう解決が図られると。やったから100%安全だということではなくて、そういう取り組みができるのではないかというふうに思われます。また、24番の緑地の減少という課題については、相続税の軽減をすべきだということパブリックコメントでいただいておりますけれども、こうした問題につきましては税制度の問題であって、区独自で解決できる問題ではないというふうに理解をします。国による法律改正等が必要になってくるのではないかと思います、こういうものは市を通じて国に要望するなど制度的なものを改正していただくような要望をします。区民会議でみずから解決はできない。こんなことを議論をしていただく中で、課題の選定というのが行われていくのではないかというふうに思っています、ここにちょっと例示を掲げさせていただきました。

それでは、資料の13ページの方へまたお戻りいただきたいと思います。続きまして、2の委員の構成についてでございます。まず初めに、委員の選任、これは私ども考え方としましては、区の課題に応じて各期ごとに、各期、1期2年ですから、18年度から始まる、18、19年度を第1期と申しますか、またその次に第2期目の区民会議があるわけですが、既得権とはならないと私ども考えておまして、今回ご議論いただいた、例えば分野別の委員数は2期目にも継続するということにはならないと考えております。次に、団体推薦の委員数でございますが、この辺は後ほどもう一度詳細にご説明しますが、単なる分野からの均等割ではなくて、区の特성에応じて選定をしていきたいと考えております。この辺につきましては、後ほど皆様のご意見をいただきたいところではございます。団体推薦の分野につきましても、2回目の試行の中でも皆様ご意見いただきましたが、活動団体の多い、少ないではなくて、やはりすべての分野から区の特性に依って選定をしていきたいと考えております。また、推薦団体の選定につきましては、課題解決の担い手となる活動実績や意欲のある団体、各活動分野を代表し得る、区内全域を活動範囲とする団体などから選定をしていきたいというふうに考えております。また、公募の委員数、これは市の方で附属機関等委員公募実施指針というのがございまして、それに基づき2割以上の選定をしていきたい。また、公募委員の応募資格につきましては、二十以上、宮前区に1年以上の在住、在勤、在学、なおかつ本市附属機関の委員になっていない者、また市職員を除く、こんな応募資格を考えております。また、公募委員の応募につきましても、小論文、活動経験、申し込み理由などから区民会議委員としての意欲や適正を判断して評価してまいりたいと考えております。公募委員の選考、選定委員会、この両方ございまして、区役所職員から成る選定委員会を設置しまして、選考委員会において申込書、小論文等により書類選考の上、決定してまいりたいと思っております。区長推薦につきましては、先ほどのご説明にもございましたが、性別、世代、地域バランスなどさまざまな視点に配慮しながら選任をしてまい

りたい。宮前区としては8分野を横断的につなぐ視点や、区の課題を総合的な観点からとらえることができる人から選定をしていきたいと考えております。委員の任期と再任でございますけれども、先ほどパブリックコメントにもございましたが、再任は1回というふうに制限をさせていただければと思います。最長4年。それで、2期目からは若干名を入れかえるというのは、すべて新しい人にならないような配慮をしてみたい。継続性を担保していきたいと考えております。また、委員長、副委員長の設置と役割でございますが、委員長は当然1名でございますけれども、副委員長におきましては、今試行の会議でも副議長2名置かせていただいておりますが、副委員長2名置きたいと考えております。区民会議における課題解決に向けた審議の円滑な運営に努めるということでございます。

3の会議の運営でございますけれども、これはまさしく第1回の区民会議の中で決めていただくことではございますが、今宮前区の考え方としましては、区民会議での議事決定というのは、原則として議論を尽くしていただいて、委員の皆様の合意形成に基づくことを原則としていきたい。会議の開催回数については、原則として年4回開催をしてみたい。また、開催時期、開催時間等につきましては、後ほど説明しますけれども、幹事会、先ほど政策部の方のご説明では世話人会みたいなお話も出ましたが、宮前区としては幹事会という名称を使いまして、そこで調整し、区民会議へ諮っていく。会議の開催時期につきましては、全市的な予算要求とのスケジュールにも配慮しながら決めてみたい。開催時間帯につきましては、委員の皆様の参加しやすい、試行においてはすべて平日の午後開催をしてみましたが、平日夜間、または土日の開催を含めまして委員の皆様が参加しやすいように配慮をしてみたい。会議運営の事前調整ということで、先ほど幹事会と申しましたけれども、委員長と副委員長2名及び若干名の委員により幹事会を設置し、課題の整理や会議の運営、調整等を行ってみたいと思います。また、議事決定で、原則として合意形成に基づくということではございましたが、一致を満たない場合に関しては、委員長が決し方を区民会議に諮って決めて、決していただければと考えております。

4の専門部会でございますけれども、専門部会の設置、廃止につきましては、審議課題に応じて設置の可否を区民会議で決定していくということで、始まる前にこういう専門部会ということはちょっと決められないかと思っております。専門部会の委員の選任でございますけれども、委員長が区民会議に諮って指名するというので、規則等で考えられておりますので、私ども自薦、他薦等を含めて、最終的には委員長が指名をするのですが、複数名で専門部会を構成したい。ですから、区民会議委員が1名で専門部会を構成するという事は、私ども避けていきたい。複数名で必ず専門部会を設置していきたいと思っております。専門部会の運営で区民会議の承認を要するような事項については、開催頻度ですとか専門部会の結果報告時期等を区民会議で承認して、きちっと専門

部会を運営していただきたいと思っております。部会長は、専門部会の委員の中からの互選ということになりますので、または委員長から指名などにより選任することも考えられるのかなと思っております。部会長の役割としましては、ここに書いてあるとおり関係者から意見を聞くなど、課題解決に向けた取り組みとその結果を区民会議の方へ報告するというところでございます。

その他でございますけれども、関係者の出席、これは区民会議と専門部会、それぞれ関係者を出席させることができますので、実際に出席させる場合には、それぞれの会議に諮っていきたいと思っております。あと庶務については、区民会議及び専門部会の庶務は、総務企画課で担わせていただければと思います。また、この会議の前に区政推進会議を行いました、協働推進事業、今まで区政推進会議で担ってきた部分でございますが、これにつきましては幹事会で審議し、区民会議へ報告するというようなことで考えてまいりたいと思っております。

続きまして、委員構成につきましてご説明させていただきますので、資料14ページ、資料3-3をごらんください。この資料につきましては、第2回の試行の会議の中で委員構成活動分野のイメージというものを出示させていただきましたが、それをベースに団体推薦の委員、公募委員、区長の推薦の委員の構成を示したものでございます。委員選考の基本的な考え方は先ほど来触れてまいりましたが、この資料の右肩にございますが、課題解決の担い手としての活動実績のある個人あるいは団体、また宮前区のまちづくりに意欲と熱意のある個人あるいは団体ということを基本的な考え方としてまいりたいと思っております。

次に、団体推薦の委員でございますが、13名を事務局としては本日ご提示させていただければと思います。具体的には、左端の防災または地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野から右端のその他区の地域特性に応じた課題に関する分野まで、人数は数字ではなくて人の絵を下に示してございますので、これが各分野における人数と理解をしていただければと思います。そして、その人の絵の下に、例えば一番左端の分野でございますと防犯・防火・防災等の安全・安心なまちづくりと、こうした視点で選任をしていければと思っております。そして、資料の左下になりますけれども、公募委員につきましては、市の基準を満たす2割の4名で考えております。また、資料の右下になりますけれども、区長の推薦でございますけれども、先ほど来ご説明をさせていただいていますが、区民会議の目的を達成するために団体から推薦された委員と公募委員を補完する目的で、委員の性別であるとか世代、地域バランスなどさまざまな視点から選任をしてまいりたい。特に視点でございますが、八つの活動分野を横断的につないでいく視点でとか、区の課題を総合的にとらえていく視点ということを踏まえながら選任していきたいと考えています。

先ほど来お話をしましたが、これは一つの考え方でございますので、この後委員の皆



様にご議論いただければと思っております。

続きまして、資料の15ページ、区民会議全体のイメージでございます。今までご説明してまいりましたことを区民会議の流れを踏まえて図式化したものでございます。まず、左側には課題の提案という中で、委員ですとか、区役所、その他という中で課題の提案がされてくると。真ん中が区民会議の全体像を示しているわけですがけれども、区民会議といたしましては、課題の把握ということがあらわしてございます。ここで、その下に幹事会ということでございますけれども、把握した課題の整理、調整、または議事の事前調整等々を担っていただく幹事会を設けたいと思っております、それを全体会の方に審議課題の設定、ただ、この幹事会のところで、先ほど考え方でお示ししましたが、対象から外すことはしませんので、当然出てきた課題はすべて全体会の方に上がりますが、そこに仮に100の課題が出てきて、さあ、皆さん100の課題どうしましょうかというわけには、なかなか効率的な運営ができませんので、そうした選定・調整をこの幹事会の方でしていただいて、ここには仮称、仮ですがけれども、全体会と書かせていただいておりますが、そちらの方に上げて、基本的には区民会議で課題の設定。先ほどちょっとご説明しました視点のようなことを踏まえて、優先順位の決定、さらにはその課題ごとに、審議する課題が選定されましたら専門部会の設置の可否ということもご議論いただきまして、専門部会が必要な場合には専門部会を設置していく。委員が複数名ということで、ここでは若干名というふうに書かれておりますが、こちらの専門部会で検討した検討結果を全体会の方に報告していただく。また、専門部会を設置しない場合には、全体会みずからで課題解決策の検討をしていただく。そうしたことを踏まえまして審議結果を取りまとめて、区長に報告すると。この下は先ほど資料の1 - 4と同様でございますので、この説明は割愛をさせていただきます。

これが全体的なイメージでございます。幹事会の設置なども宮前区の独自の組織として本日お示しをしておりますので、こうした点につきまして皆様にご議論いただければと思います。

本日の資料、事前にお読みいただいたということで、若干簡単に説明させていただきましたが、資料の説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局の方から細々と説明がございました。

では、これ以降は、今まで事務局の案でございます。今度は皆さん、委員の方々のご意見をちょうだいしまして、きょうは結論を出すということではございません。いろいろな意見を出していただいて、多少討議をしていく、そういう方向でいきたいと思えます。何かご意見がある方はどうぞご発言ください。

どうぞ。

副議長 事務局にお願いというか、お聞きするのですが、14ページです。宮前区区民会議委員構成(案)というのがあります。ここにそれぞれの組織、団体で人形の形を

した2名なり3名、1名と、公募4名、区長推薦3名とあるのは、これは確定でなく、一応案ですから、多少の変更、入れかえと言おうか、そういったことはあり得るわけですね。このまま行くわけですか。

事務局 先ほども申しましたようにあくまでも事務局としてきょうお示しをしていますので、当然今委員の言われた公募、区長推薦、団体推薦の数の変更、また団体推薦の8分野への配分等につきましてご議論いただいて、変更していただくことは結構でございます。

副議長 はい、わかりました。

議長 はい。

委員 先ほど議長が、きょうこれからご議論をいただきたいが、ここで決めるのではなくて、活発にご議論いただきたいというふうに冒頭で今おっしゃいました。今のこの委員構成もそうなのですけれども、事務局の皆さんは、これを事務局案として提案しているので、ここで皆さんで活発に協議していただいて、変更も可能ですよみたいな今お話をしていただいたのですが、私たちはこれからの話し合いで、自分がこう考えるというような意見を提出すればよろしいのですか。ここで合意を取りまとめて、それをみんなで、この準備会全員の責任をもって、宮前区の区民会議は制度設定こういうふうにしましようというようなことをお示しする。どちらをすればいいのでしょうか。どちらまでが私たちの責任なのでしょうか。

議長 まず最初に、皆さん方のご意見を出していただくと。まとめられるところがあればまとめたいと。総括的にです。そういうことでございます。

委員 もし調整ができなければ、その後はどういうふうになるのでしょうか。

事務局 今のご質問でございますけれども、当然ここで皆さんの合意が得られることが望ましいわけですけれども、そうでなかった場合には、最終的には4月から委員の公募手続、推薦手続に入っていくことを踏まえたと、最終的には区の判断で決めさせていただきます。皆さんの意見を踏まえた中で、決めさせていただきます。当然合意形成ができればそれで行きますけれども、できない場合には、最終的には、隣に区長がいますが、区長の責任において決めていくということにならざるを得ないと言っていいと思います。

議長 よろしいでしょうか。

委員 いま一点ですけれども、これは一応きょうはいろいろな意見出まして、それを参考にして決められると思うのですが、これは事務局、区内だけで、区の事務局としてこれを決定するわけですか。20名の委員です。

事務局 20名の委員の内訳は区で。宮前区として。

委員 区として。区の事務局ということではない。

事務局 事務局というか、区役所として決めます。

議長 きょうは宮前区の区民会議ですから。よろしくお願ひします。区です。7区のうちいろいろな特色が出てくるとおもいますが、我が宮前区のきょうは会議ですので、よろしくお願ひします。

どうぞ、はい。

副議長 先ほども委員からありましたが、14ページの資料です。これよく見ますと、26団体、79団体、83、団体が多いところから当然選ぶということでは必ずしもないのだと思うのですが、特に産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野、これ1団体。この前の会議で他の委員が質問したら、これは商店連合会だということでした。こういう分野で、もう少しよく考えると、事業所というのも結構あると思うのです。事業団体というか、そういう団体も結構あるのではないかなと思うのです。商店会とか事業団体の、町で活躍すると言ったらおかしいけれども、町の要素として結構大きな力を、力をというか、誇示するための力ではなくて、貢献するための力、結構あると思うのです。だから、そういったところが1団体ということで、一般的に見ると、何だ、1団体だから1人でいいかということをお考えやすいのですが、そういう背景も十分あるということをおよく認識していただければと思います。

議長 はい、ありがとうございました。

そのほかに何か、ご意見がある方いますか。

副議長 それについてコメントをもらいたいのですけれども。

事務局 今の委員のご発言でございますけれども、あくまでもこの団体数というのは、前回のときにもお話ししましたが、16年度に調査をした結果の数字を一つの目安として示させていただいているということでございます。今たまたま5番目の産業振興、都市拠点形成などまちの活力を高める分野というのが1団体で、前回もこの会議の中で、ここはどこかということで、商店会連合会という話をさせていただいたわけですが、決してそこにとお思っているわけではなくて、今委員が言われた事業展開をしている企業等を含めまして、私ども考えております。

そうした中で考えていきたいということですので、まさしく今委員が言われた視点を踏まえて、私どもは選任をしていくと。たまたまこの数字等人数を見ていくと、団体数が多いところが多いように見えますが、実際にパブリックコメントを見ましても、福祉分野とか子供の分野については、ほかの分野よりも多い数の意見をいただいておりますので、そうしたことも私ども踏まえながら本日は置かせていただきました。

若干私どもの考え方を、ただ単に人数をお示ししたということですが、例えば一番左の防災に関しては、やはり安全、安心なまちづくりということで、非常に区民の要望も強いわけございまして、特に子供の安全も非常に叫ばれている中で、宮前区はこの3月6日にそれぞれ防犯、交通安全、防災等々の活動をしている団体を横につなぎます宮前区安全・安心まちづくり推進協議会、またその部会としまして子供に特化しま

した宮前区子ども安全・安心協議会というものを設立しました。こうした団体の中から推薦をしていただければと私ども事務局は思っています、具体的にA団体、B団体にお願いするのではなくて、協議会としてふさわしい方を出してほしいと考えております。

特に4番目の緑の保全、ごみの抑制などの団体も、ここも17団体で少ないのですけれども、里山の保全みたいな活動をされている団体ですとか、身近な町の緑の創出という、ガーデニングのような活動をしている団体、なかなか同じ緑といっても活動目的が違ってきます。そうした中で私どもがこの団体にということではなくて、これはまた副次的な効果をねらっているのですけれども、17団体で相談をしていただいて代表を出していただき、またそういう仕掛けができれば、この17団体の団体間のネットワーク化につながっていくのかなど、そんな副次的効果をねらいながらやっていければと思っています。

議長 どうぞ。

委員 きょうは最後なので、皆さん全員から活発な議論をぜひやりましょう。そうしないと私たちの責任が果たせないと私は本当に思っています。

今事務局の方からご説明があった、先ほどから私も質問したかったのですけれども、推薦団体の選定、特に14ページが大事だと思うのですけれども、どんなふうに決めるのか、先ほど事務局担当の方が区で決めます、区長責任として決めるのだという話を今さっきなさせて、今のお話で、それをどういうふうに決めるのかという手続の問題であるとか、それをだれが了承するのかとか、そこら辺のところを皆さんでお話ししたいと思っています。

例えば公募に関しては、例えば意欲や適正を判断し、これは区役所の職員の方たちが公募した委員さんから小論文などをいただいてやるというふうに、事細かに規定されているではないですか。だけれども、団体推薦の場合はどういうふうにするのかというのがちょっと見えてこないの、今事務局の方が重ねて、そういうそれぞれの八つのカテゴリーごとの団体さん全員に対して推薦依頼を頼むとか、あるいは皆さんで協議していただいて、その中から適当な方を出していただきたいという今アイデアをご紹介いただいたので、ぜひそれを実行していただきたいと思います。

2ページに流れがあります、これからの開催までの。5月上旬から6月上旬までに委員推薦依頼団体選考、推薦依頼というふうにここに書かれています。公募委員の選考と一緒に。そのところでどういうような形でどんな団体を選ぶのかというあたりを明らかにしていただきたいと思うし、私はこの会で、公募委員さんと同じように推薦団体の基準というのですか、こういうような基準を大事に考えながら、みんなで次の区民会議の団体委員さんを選んだらどうかというあたりを、少し協議をしていただけたらと思っています。

14ページの上のところに委員選考の基本的な考え方というふうに書いてあって、課題

解決の担い手として活動実績のある個人、団体ということと、それからまちづくりに意欲と熱意のある個人、団体という二つぼちがついています。私、考えるのですけれども、課題解決の担い手としてということは、実際に何かしらやっているという実績がどれくらいあるのかというこの評価をどういうふうにするのかとか、年限でやるのか、何かそこら辺がよくわからないし、下の方の区長推薦の枠のところには、注釈が書いてあります。八つの活動分野を横断的につないでいく視点や、区の課題を総合的にとらえていく視点からという。それと上の全体会を構成する団体ですか、ここはどう違ったらいいのかとか。何かそこら辺はどうなのでしょう。

議長 事務局の方からもう少し説明をいただきます。

事務局 説明と申しますか、前提としては皆さんでご議論いただくのですけれども、先ほど若干、私どもただ単に数字を置いているわけではないので、パブリックコメント等も含めて、確かに福祉、子供の分野は厚くしています。それと、1の一番左の防犯、防災関係のところについては、先ほど申しましたように安心安全まちづくり推進協議会等の中からご推薦をいただければというふうに思っております。

2番の福祉の推進等の分野でございますは、やはり地域福祉全般にかかわることですとか、宮前区として非常に子供が多いと言われており、世代も若いのですけれども、今後急速に高齢化が進む地域でもあるという視点がございまして、その地域における福祉情報の提供ですとか、福祉活動の場の提供、地域福祉といわれる全般に取り組んでおります社会福祉協議会は一つの団体かなというふうに事務局としては思っております。ではもう一団体はというと、非常に福祉の分野からさまざまな活動をされている団体がいらっしゃいますので、今私どもの方でどこの団体というふうにはお答えできる状況ではございませんが、一つには社会福祉協議会は一つの団体として考えていければと思っています。

子育て、教育の分野でございますが、ここが一番人数が多い。これは団体数が多いだけではなくて、やはり宮前区、子供が多くて、子供に対するご要望が非常に多い。課題についても、先ほど見ていただいたように16件ということで、子供に対する課題が多く提示されていること等も含めまして、また一方では昨年4月から区行政改革という中で、一つには区役所を総合的な子供の支援拠点として、区役所を中心にして子供施策を推進していくと。子育て世代を総合的に支援していくということが一つ区役所にはございます。こうしたことを踏まえ、また子供のことに关しますと学校ですとか、家庭、地域、こうした連携も非常に必要があるというような視点で3名を置かせていただいています。具体的にどの団体ということは、まだ私どもも考えておりませんが、なかなか83団体、先ほどの17団体に集まっていただいているというようなことを、83団体でできるのかなということがございます。ただ、1点には子育てかわら版等をつくっていただいている連絡者会議、また試行の中で区長推薦として子育て関係や教育分野から委員として出て

いただいておりますが、子育て関係の委員さんが活動されている母体の団体というのはかなり区内の子供の団体のネットワーク化を図っておられるというふうに認識しておりますので、そうしたところも候補になってくるのではないかと。ただ、具体にはまだ私も考えておりません。

緑は、先ほどお話を申し上げたとおりです。

産業の部分につきましては、先ほど委員から言われましたように企業等を含めて考えてまいりたいと思っております。

文化、観光につきましては、今把握している24団体、この辺もできれば、こうした中でご推薦をいただければというふうに思っております。

地域の自治活動等の分野につきましては、ここはやはり区内全体の実情を広域的に把握しているというのは、いわゆる町内会、自治会でございますので、ここは町内会、自治会から推薦をいただこうと思っております。地域バランスということがございますので、宮前、向丘から各1名と考えております。地域バランスといったときに、向丘地区と宮前地区の人口比が違うではないかということもございますが、やはりそこを考慮していきますとなかなか20人という枠の中では難しいので、両地区から1名と考えさせていただきます。

その他の地域特性をとすることは、幅広くさまざまな活動をつなぐと、先ほど来説明をしましたが、ここはやはり宮前区のまちづくりの課題について区民の合意を得て、形成を図っていくということがございますし、これまで区づくりプラン等々の流れの中で、区全体の活動を横につないでいただいております、そういう活動を実践されております宮前区まちづくり推進協議会から推薦をいただきたいと事務局では思っております。

事務局がここに人数を置いた中で、すべてどこの団体ということを想定しているわけではないですけれども、今申し上げた団体については必要ではないかという考え方でございます。その辺も含めましてご議論いただければと思っております。

議長 今の委員構成につきまして、よろしいですか。

はい、どうぞ。

委員 私は、文化、芸術部門の方から出ている者だと思います。それで、ここの文化、または観光というところを見ますと、構成的には文化と芸術、これは一つ、それから川崎の魅力とそれから多摩川というのは、全然ちょっと違った分野ではないかと私は思うのですけれども、この団体から1団体出て、この三つのことを兼ねて、例えば私が推薦されて出たとしましても、川崎の魅力を育てる、発信するとか、多摩川の方は全然私も本当、関係してないのでわからないわけです。ここの分野は1人ということは、ちょっと私は不審に思うのですけれども。

議長 これも事務局の方からいただきましょうか。

事務局 魅力を育て発信する、文化・芸術の振興し地域間の交流を進めると、また多摩川などの水辺空間を活かすということで、これは第2回の資料でもお示ししたのですが、昨年4月にできました新総合計画川崎再生フロンテアプランの施策体系をお示しして、昨年調査した団体をそれぞれの施策領域に落とした数でございますので、多摩川といって、宮前区正直言って多摩川に接しているわけではないですし、川になりますと鶴見川流域と多摩川流域、両方、多摩川流域以外にもございますので、そうした意味で多摩川もということではないです。逆に言うと、そういう活動を行っている団体、やっぱり緑の保全というような、こちらの活動領域の方々に担っていただくのかなというふうに思います。あくまでそうした考えで示していますので、多摩川のことまでここで担っていただくということではございませんし、実際に出てきた活動団体の推薦された方が、また仮にここで課題解決策が出たときに、具体的に背景となっている団体の中で活動していただくわけですから、決してそれをすべてそこで担ってくれと言っているわけではございません。

議長 よろしいでしょうか。

委員 ちょっと、何か。構成委員はふえたっていいことなのですよ。20名で決まるということではないのでしょうか。

事務局 構成メンバーは、先の3月20日議決されました区民会議条例で定めておりますので、20名を上回ることはできません。実際に選任として20名を下回ることは、区ではできませんけれども、20名を上回る選任はできません。

議長 はい。

委員 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野で3名と、手厚く思われるかもしれないのですが、中身を見ていただくと、子育てとひとくくりとしましても、私がかかわっている活動は乳幼児、赤ちゃんから未就園児までの活動を担っております。乳幼児からと小学校、他の委員さんがやってらっしゃる地域教育とは、やっぱり抱えている課題も全然違いますし、解決すべき課題も、同じことももちろんございますが、やはり実際活動している団体とか内容も全然違います。また、この中には生涯を通じて学び、成長するというシニアの世代、生涯教育も一緒に入っていますので、例えばここで1人とか私がもし出ても、シニアの方とか、地域教育の実態はわかりませんので、実際3人というようなことで、必要な人数ではないかと私自身思います。せっかく私もこの委員に出られて、このメンバーとお会いしたので、ぜひ事務局との今話になっていますけれども、委員同士の中での活発な意見をぜひしていきたいと思っています。

議長 はい、どうぞ。

委員 今、他の委員がおっしゃった委員構成なのですからけれども、私、考え方としては、さっき事務局からお話があったように委員の任期は1期2年ではないですか。その時々2年ごとのやっぱり宮前区の現状において解決すべきウエットづけが少しずつ変わっ

てくると思うのです。解決してしまえばもうそこはまたちょっと沈みますし、また新たな課題が出ると思うので、だから委員構成の、どのような団体がここで、何と言ったらいいのか、一応キーマンとして上がってくるかというのはその時々でよろしいと思うのです。

それと、それからこれ一応カテゴリー幾つか分けてありますけれども、今子供の教育問題一つ取り上げたところで、教育分野だけの委員さんたちの活動で事が解決する今ご時世ではありません。前回も申し上げたと思いますけれども、自然環境が整うということでは、自然にまつわるそういうようなことを頑張っていらっしゃる団体さんとも連携しなければならないし、それから教育問題今広いですから、防災であったり、まちづくりであったりとか、本当に多岐に、横断的にわたらないと無理だと思うのです。だから、そういう意味で、さっき社会福祉協議会さんの名前が福祉の方から上がりましたが、社会協議会さんの活動の中身をよく見ても、子供の子育てサロンみたいなのをつくってらっしゃいますし、もうみんな重層的に、今横断的にかかわりつつあるのが現状だと思っています。

ですから、そういう意味で区長推薦の八つの活動分野を横断的につながっていく視点を持っていらっしゃるような、中間支援組織的な、それが中間組織につながるかどうかちょっと私わかりませんが、そういうような視点を持っている、そういうようなご発言のできるような方であるとか、あるいは一番最後に書いてある区の特성에応じた課題に関して横に幅広くさまざまな活動をつなぐ、つまり人をつないだり、団体をつないだり、情報を広く発信させられる力があるとか、何かそういうような基本的な、何か私は基準を持った、視点だけを皆さんとの合意で確立していただければ、私はここら辺は事務局提案には賛成したいと思っています。

議長 ほかに何か。

副議長 よろしいですか。私どもは移行期間の委員であって、新しく発足するこの区民会議の委員が、この皆さん全員がそうなるわけではございません。ですから、余りいろいろなことを申し上げるのはどうかと。やはり事務局としても、区としてもいろいろアンテナを張っていただいて、それぞれの団体、地域から出てこられている方々です、それぞれ活動されている方々でございますので、ここで言いたい意見があったら言いたい放題、という語弊があるけれども、意見を申し上げたらいいということになると、やっぱり個性が強くなる可能性もあると思いますので、事務局としてぜひともアンテナを広く張っていただいて、情報を収集していただいて、そして人選をお願いしていただけたらというふうに思います。

以上です。

議長 委員。

委員 済みません。もう一度お尋ねさせてください。



区民会議ができるということはとっても僕はいいことだと思っているのですけれども、区民会議が、こういう委員の選考にしてもなかなか苦慮するわけです。入ってきた人たちが年に4回の委員会で議論して、いろいろと話しして、どのくらい宮前区のためによくなっていけるかなということを危惧すると、それは実際に会議がうまく機能して、いい形で進んでもらわなければ困るけれども、それを支えるふだんの市民活動と、先ほどそれぞれの団体でもどう連携できるか、こういうのを一つのきっかけとして26団体が連携してよくやってくれれば、もっともっとふだんの活動が見えてきたり、その支えがあってこの会議が生きてくるということをおっしゃっていました。これが僕は大事ではないかなというふうに思うのです。だから、それぞれの、今いろいろな団体があったりして活動していますが、そういう活動がこの会議に機能するようにするにはどうしたらいいかということは、まだまだ仕組みとしてはできていないし、連携もまだまだできていないというふうに思うのです。だから、それをどう機能させるかということを考えないと、この区民会議を生かそうと思うには、区民会議だけではなくて、その下にあるふだんの区民活動を支えているいろいろな活動がこれに結びつくようにするにはどうしたらいいかというようなことを、これからもっともっと考えなければいけない課題ではないかなというふうに思います。

以上です。

議長 はい、どうぞ。

委員 たびたびで本当に申しわけないと思っていますけれども、責任上いろいろ気がついたことはきょう言おうと思って来ましたので、申し上げたいと思います。

私は、専門部会、20人の委員の数においても、本当はもっと弾力的に宮前区で運用していただければいいなと思っておりましたが、条例で決まりましたので、この20人の委員が本当に機能するためには、私は専門部会との活用の関係性にあると思うのです。それで、15ページでしたか、流れが、イメージ図でありますけれども、これ見てみると、7月からが本実施になるので、18年度に関しては、私はちょっとよくわからないのですけれども、例えばいろいろな課題の把握をします。つまり言いたいことは、会議の開催回数と非常に関係してくることなのですけれども、会議運営についてということで、一応案としては原則年4回開催するというふうに書いてあります。原則という言葉がついているということは、弾力的な運用もオーケーなのかなというふうにちょっと思いたいところなのです。私は、パブリックコメントでも意見を出しましたけれども、課題を把握するではないですか、その後、流れを見ていただくと、審議課題の選定、優先順位の決定、これ結構大変ですよ。その前に幹事会が開かれて、ある程度の幹事会のたたき台が出されて、それをみんなで審議するわけです。それでその後で専門部会設置の是非を問うというふうになっています。専門部会が設置されたとして、今度は専門部会での審議結果の報告があって、取りまとめがあって、区長に上がるというふうに、こ

ういう流れになっていますが、区民会議の大きな役割の一つで、課題をどういうふう  
に解決したらいいのかみんなで知恵を出そうというのが、この会議の一番の目的だと私は  
理解しています。そうしたときに、例えばこれは早急にやらなければならない。そのた  
めには例えば予算が必要だというようなときは、これは結局予算との兼ね合いが非常に  
大事になってくると思うのです。ですから、全市の予算、あるいは区の予算がいつぐら  
いに決まるかというか、次年度予算の決定が9月からですよ。ということになると、  
そこら辺までにここら辺のことを短期で本当にできるのだろうか、ここでもしやっ  
たとしても、次年度送りということになるのか、そこら辺がよくわからない。課題によ  
っては別に予算関係なく、日常的にすぐやれることもありますから、もちろん課題によ  
るということにはなりますけれども、ここら辺のところはかなり詰めた会議開催をして  
いかないと、なかなか実効性があるというか、機能できるかどうか、なかなか難しいな  
と思いました。

区民会議の開催時期については、こちらの事務局案では幹事会で調整し、区民会議へ  
諮るというふうに書いてあります。例えばそういうときに幹事会のメンバーって、委員  
長とそれから副委員長2名と委員若干名、この委員の若干名がどういうふう  
に幹事会で構成されるのか全くわかりませんけれども、そこら辺でどういうふう  
にお決めになるのか、あるいは開催要求というようなことがもし区民会議のメン  
バーから上がったときに、それをどういうふうに集約なさるのか。専門部会が必  
要だというご判断をするのも、早くしないと課題によっては予算化に間に合  
わないということも生じる懸念をちょっと持っています。

それからもう一つ、進行管理・評価、これはさっき副議長がおっしゃったよ  
うに、これからこういう区民会議が活発化することを願っているわけですが  
けれども、やっぱりやっけていく間にいろいろな問題が出てくると、その都度  
修正したり、次年度に対してどう  
いうふう  
に改善したらいいかというのは大事なことだと思うのです。評価とか分析とか  
非常に大事だと思っています。ですから、ここら辺のところを全体会での協  
議課題に必  
ずのせなければならぬというような、年度の最後でいいのですけれども、何  
かそういう  
ようなことも私は望みたいというふうに思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ、何か事務局の方ございますか。はい、どうぞ。

事務局 予算の件ですが、資料15ページにございます一番右の審議結果取り  
まとめ、区長に報告の下に課題解決に向けた取り組みというのがございまして、  
この中に区民の自主的な取り組みにより解決だとか、区民と区役所が協働  
で解決だとか、関係局区との調整により市として解決といったものがござ  
います。基本的には地域社会の抱える課題というものも、地域社会に住  
んでいらっしゃる区民の方々が主体的に取り組んで、解決して

いくのが基本でございますけれども、逆に区が役割としてやらざるを得ない部分もございます。基本的には次年度に向けた予算関係になるのが原則ではありますけれども、緊急やむを得ない、緊急性の大きなものにつきましては、18年度から魅力ある区づくり推進事業費を改めまして、協働推進事業費という名称を変えてございますけれども、そういった予算の充実といったものもございますので、そういったことについて18年度中も対応できる部分は残されているというふうに思います。

それから、例えば市の事業として解決する場合がございますけれども、基本的にはやはり19年度、18年度から始まりますけれども、19年度予算への反映ということになりますと、当然秋口ぐらいからの予算の編成過程といったものにのせていく必要があるのではないかというふうに思っています。

以上でございます。

議長 はい、どうぞ。

委員 今、予算のことでおっしゃられたのですけれども、優先順位ということが出てきます、いろいろな問題が。そこで優先順位を決めるというふうにおっしゃっておられたのですけれども、そこら辺のところ、すぐにやっていただく問題というのは区だけで考えているのではなくて、すぐに市の問題として上げていって、解決してもらうということも道であるということなので、そういうことをもっとどんどん言っていけないと進んでいけないのではないかなと思います。

事務局 若干、事務局の方でございますけれども、そもそも区民会議が、地域みずから地域での課題を発見して、地域みずからで解決をしていくということがございまして、結果的に予算ということにはなるかもしれませんが、年4回のスケジュールについては、先ほど13ページの資料でもご説明しましたが、確かに予算という全市的なスケジュールを考慮しながら開催していく必要はございますが、区民会議そのものが予算を獲得する会議ではないということは認識していただきたい。その結果を受けて、その解決策を議論していただいて、それに伴う予算というのは、この15ページでいきますと区長がそれによって、先ほど魅力ある区づくり推進事業費というのが、来年度から協働推進事業費として5,000万から5,500万にふえました。500万ふえた部分は、今事業立てをしないで置いてあります。それがこの間議決されたわけですけれども、当然この議論の中で、区民が自主的に取り組むことによって解決できるですとか、区民と区役所が協働でやれば解決できる解決策が見出されたときに、やはりそこで予算が必要であれば協働推進事業みたいなものを活用していくことは考えられますし、ただ前提として、予算を獲得する議論をしていただく場ではないということだけは、ちょっと認識をしていただきたいというふうに思います。

議長 ありがとうございます。

委員 最後にします。今事務局おっしゃいましたけれども、私が申し上げたことは別に文

句を言っているわけではないし、十分おっしゃっていることはもう自覚しております。

それから、最後に一つお願いしたいと思えますけれども、情報公開をぜひしていただきたいと思えます。さっき副議長もおっしゃいましたが、それぞれのネットワークでのお互いのつながりとか、あるいは区民が考えていることと区民会議と、あるいは行政の皆さんとのまさに参加と協働が問われるために、機能するためにこれが位置づけられるのであるとするならば、やはりどのような決め事がどのようなプロセスでなされたのかとか、これはだめだったよとか、そういうようなことが本当にこれからどんどん、どんどん、もっともっと情報公開していただきながらやっていかないと、例えばどんな意見を言ってもそれがどうなったかわからないということであれば、どんどん意欲が下がっていくのです。それはぜひ議長、副議長に今後もよろしくお願いしたいと思えます。

議長 委員、どうぞ。

委員 今ちょうど課題という言葉が出てきたので、ちょっと課題ということについて、質問なのですけれども、資料の1 2、3ページ、条例のやはり3条、区民会議は、委員が自身の活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題その他の方法により把握した課題、その他の方法ということですが、それは区役所が業務を通じて、その業務以外、何らかの方法でというのか、前の二つは区役所ということであった。その他のところは、その他一般の区民というのか、そういう人方の課題というのか。そのところが私はちょっとはつきりしないから、ちょっとどうなのかなということ。

そういうような思いでこれを読み進んで行きますと、資料の1 4の6ページでございまして。6ページの左端の方に、図式があるのですが、課題というところ、その下に区民の暮らし、地域社会が抱える課題、そういう縦の柱がありまして、それが次の課題の把握というところに上っていくというのか、そっちの方へ持っていくというのか、矢印がついています。これはそうなのです。その次は、資料の3 4でございまして。15ページ、これも図式の左の方に課題というのがあるが、課題の中に区民から寄せられた云々というのが、柱が一本あって、あと委員、区役所、その他とこうあって、結局これだと区民からの課題、これ一緒になってそこで課題、どの課題とするかというような審議が行われるのではないかと図式になっているのです。

ですから、最初の質問と真ん中のところと、最後のこれと、最後のこれがそうなのかなというふうに思っておりますが、ちょっとどういうことかお聞かせ願えれば。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 まず、課題の把握ということで、今委員のおっしゃられた内容は、15ページが宮前区として課題把握方法としてとらまえているところでございまして、ただ2回目の試行の中でも、広く一般の区民の方の意見をという言葉があったかというふうに思えますけれども、十分私もそれは認識しておりまして、ここにその手法を落としておりませんが、具体的に例えばホームページで常時課題を把握するというのもございまして、例

例えば公共施設に目安箱みたいなものを置いてやってもらう、そんな手法もあるかと思うのですけれども、その辺をどうしていくかというのは、会議の開催回数ですとか、また私ども事業提案制度、5月から市政だよりで募集をかけていきますので、ちょっとその辺の兼ね合いもありまして、今回ここには落としておりませんが、基本的には一般の方々からも課題というものはきちっと把握させていただく手法というのは考えてまいりたいと思っております。

それと、その前に他の委員からお話ございました情報の公開性という部分なのですが、私どもこの区民会議がパブリックコメントが16件しか来ていない。多い、少ないという話を若干触れさせていただいていますが、やはり区民にしっかりこの会議が浸透していかなければいけないです。そうしないとやはり一部のところでやっているということになりますし、課題の把握も出てこないということで、当然会議は公開ですけれども、そうではなくて、やはり審議プロセスですとか、そういうことを広く市民に広報していくというのですか、情報公開という言葉になるのか、広報していく手法というのは考えていかないと、区民に区民会議というものが、条例ができて、実際区で会議が運営されていくということが浸透していかない。逆に、浸透しないと区民みずから自主的な取り組みで課題を解決していくというときに、やはりその効果というのはあらわれてこないというふうに思っていますので、やはりこの区民会議を区民に浸透させていく上で、逆に言うと情報発信をしていかなければいけないのか。その手法をどうするかというのもございますけれども、それは私ども十分認識している課題というふうに事務局としては思っております。

そうしたことは実際に会議が開催される上で取り組んでいきたいと思っております。

議長 何かありますか。

委員 私の意見は先ほどの委員が大体おっしゃった意見に賛成であります。委員の選び方がすごく大事、それからその下に審議会をつくる、それもすごく大事。委員のどういう方を選んでくるかということによって、この会議の成否が決まるというふうに思っています。いかにその委員の人がグループの中の意見を集約して、できれば優先順位をちゃんとつけてこられるようであれば、議論が非常に深まるというふうに思います。

それから、会議の進行としまして、やはり区民会議のこの委員だけで準備的な議論をまず先にして、ある程度集約を、意見をして、そして議論の対象をある程度絞っていかないと、せっかく市会議員の先生、県会議員の先生方がご参加いただいても、発言する機会がなければ全く失礼な話で、せっかくの意見が聞けないということになりますので、その前にある程度委員の人たちの意見を集約して、議論の対象を決めていかないとだめだというふうに思います。

議長 貴重な意見をどうもありがとうございました。

(2) その他

議長 それでは、大分形も見えてきましたようですが、議題2、その他についていきいたいと思いますが、何か本日の会議を通じまして、総括的なご意見がありましたらいただきたいのでございますが。

参与 1点確認をしておきたいのですが、さっき事務局の話の中で、区民会議は予算を要求する議論の場ではないと。そういう話があったのですが、僕は非常に乱暴な言い方だなというふうに聞きました。例えば予算であるとか、区要望であるとか、これ市民がみずから解決できる問題はもちろんありましようけれども、必ずこれ予算が必要なこともあるわけです。そうすると、これはっきり聞かせていただきますが、区民会議では早い話は、予算が必要となるような形での議論はできないということですか。

事務局 そういうことではなくて、予算獲得が目的化してしまっただけとはいけないということを言いたかっただけで、課題解決のご議論をしていただく中で、当然予算が必要なものは、今の参与のお話でございますように区独自でできないもの、本庁組織の力をかりるもの、また先ほど言った協働推進事業5,500万の中では対応できないものについては、区としてその課題を解決すべく本庁組織の方にきちっと話をして、また事業局とそうした連携をとりながら、通常の予算のことになりますと予算編成という大きな枠組みの中でご議論いただく。私の言い方は、例えば予算獲得が目的化してしまっただけとはいえないことを言いたかっただけです。

参与 一応中身は中身で理解いたしましたがけれども、あともう一点なのですが、区民会議でいろいろな議論が出ると。それで最終的には区長が取りまとめと。今事務局がおっしゃった次年度の予算になるか、事業局の予算になるかわかりませんが、予算要求につなげていくと。それについてのフィードバックというものが区民会議の方になされるのでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 フィードバックという意味の理解は難しいところはあるかと思いますが、予算についてはやはり、参与の方たちを前にして大変あれですけれども、予算議会での議決ということがございますので、やはりそうした過程を踏まえてフィードバックというのは出てくるかというふうに思います。

参与 今までは曲がりなりにも魅力の5,000万の中身については区政推進会議にかけるといことがなされていたわけです。区民会議にいわばそういう機能がしっかりと引き継がれるのかと、そういう点の確認をしたいのですが。

事務局 今の点につきましては資料の13ページでも一応ご説明させていただきましたが、協働推進事業の審議の取り扱いにつきましては、宮前区では幹事会、区民会議に置かれる幹事会の中で、今までの区政推進会議で議論していただいたことと同様にご議論いただいて、区民会議の方へ報告をするということは今事務局としては考えているというこ

とでございます。審議という意味では、この区民会議、全体の中ではなくて、幹事会の中でご議論いただいて、この15ページの図にいう全体会に報告をしていくということで事務局は考えているということ、本日ご提案申し上げました。

議長 お忙しい中、委員、参与の皆さんには長時間にわたりご出席いただきましてありがとうございました。本年度は区民会議の試行の区民会議ということで3回の会議をいたしました。本当にお忙しいところご出席いただきまして大変ありがとうございました。それでは、議事を事務局の方へ戻したいと思っております。

### 3 閉 会

司会 議長、どうもありがとうございました。委員の皆さんにおかれましては、長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。

最後に、試行の区民会議最後ということもございまして、閉会に当たりまして区長の方から一言ごあいさつをお願いいたします。

大下区長 長時間熱心にご議論いただいて本当にありがとうございました。

以上をもって試行の区民会議を終えるわけでございますが、前2回、それからきょうのご議論を踏まえて、私どもとしましては最終案として、区の案を研究させていただいて、来年度の実施に向けて準備を進めたいと思っております。

今日いろいろとお話を伺って、委員の選任、選考に当たってはアンテナをよく張って、調べなさいというご指摘もいただきました。実は、平成16年度に宮前区内の市民活動団体等299団体の実態調査を進めたわけございまして、299団体については、ネットワークの関係とか、そういうことも踏まえまして、今日のご議論を踏まえて慎重に検討させていただきたいと思っております。

それから、市民活動団体の活性化とこの区民会議の力量をつけていく、区民会議で解決していくというこの両輪、区民会議が存在することによって市民活動も活発になる、市民活動が活発になった、その成果が区民会議に反映されると、そういう仕組みを、ご指摘あったようにつくり上げていきたいということも、私どもとしては考えております。

それから、情報公開については非常に大事なことでございまして、先ほど事務局から報告申し上げましたが、本当に一般の方が知らないうちにここでやっても何の意味もないので、ただ議会での答弁でも申し上げたのですが、この区民会議が区の抱える解決をしていく上での、この地域の合意形成の場として機能して、そのことがきちんと市民、区民の間に浸透させんと全く意味がございませんので、現に現在もこの会議の一部始終はインターネットに全部出ておりますので、どなたがどういう発言をしたか、全部出ております。それだけでは足りませんので、これから幹事会における課題設定のプロセスとか、あらゆる面で情報発信ということを鋭意気をつけていきたいと。そして、

区民全員の、区民みんなの区民会議という形でいきたいと思っていますので、またいろいろご理解、ご協力等をいただきたいと思いますと思っています。

本当に今日は長時間ありがとうございました。委員の皆様には、区政推進会議の委員として本年度は計6回も会議に出ていただいたこととなります。本当にありがとうございました。それから、試行の区民会議の委員として新たに参加していただいた人もおりまして、本当にありがとうございました。それから、参与としてご参加いただいた市会議員、県会議員の皆様には本当に見守っていただき、かつご発言もいただいてありがとうございました。来年度からの本実施に当たりましても大所高所からご議論をいただいて、委員の皆様に対していろいろアドバイス、助言等をいただいて、この区民会議を実りあるものにしていただきたいと思いますようお願い申し上げます。簡単ですが閉会のごあいさつといたします。本日はありがとうございました。

司会 最後になりますけれども、本日で終わりですが、会議録などまたご送付させていただきますので、任期後もよろしく願います。その際に本実施に向けてご意見等がありましたらということで、お伺いすることも考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

どうも本日は長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 5時00分 閉会